

消費者庁表示対策課 御中

令和4年6月12日

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の一部改正案及び「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」の一部改定案に関する意見

【※氏 名】[公益社団法人  
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(通称 NACS) /  
ITC 委員会・消費者提言委員会 ]

【※住 所】[東京都千代田区富士見 2-4-6 宝 5 号館 2 階]

【※電 話 番 号】[ 03-6450-5411 ]

【※メールアドレス】[ nacs-teigen@nacs.or.jp ]

該当箇所	意見・理由
インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項（一部改定案） 2 頁 (2) 景品表示法上の問題点	<p>【意見】 広告を利用して商品・役務を供給し利益を得る事業者・販売業者等が、広告表示の内容について責任を負うことは、裁判例にもあるように従来からの解釈運用と理解しています。しかし、現実には、このルールが通信販売業界・広告業界に周知徹底されていない結果、多くの消費者トラブルを起こしています。今回、この点を景品表示法上の不当表示として問題となること及び留意事項と指摘されたことを評価します。更に、今回、悪質な事業者対応として提言された「広告主だけでなく、広告主と共同して通信販売を行うアフィリエイトサービス プロバイダー（以下「ASP」という）、アフィリエイト、さらには出資会社、広告代理店、広告制作会社、コンサルタント会社等についても景品表示法上を適用すること。また、景品表示法に加え、実質的な指示役を担っていた個人に対しては、業務禁止命令も視野に入れた特定商取引法の適用を行うべき。」を実行してください。</p> <p>【理由】 アフィリエイトと ASP は、商品・役務の販売業者・供給業者ではないので広告規制が直接及ばないため、報酬を得るために無責任な広告表示を行う傾向にあり、通信販売業者は、自社が作成した広告ではないとして不当表示の責任を回避する傾向があります。それらを利用する消費者は、販売業者自身の広告か、委託を受けた第三者の広告か区別できないまま、自社広告だと受け止めて表示内容を信頼してしまい、消費者トラブルの被害者になっています。</p>

<p>別添 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例</p> <p>8頁</p> <p>8(1)アフィリエイトプログラムを利用した広告を行う事業者の表示であることの明示の項</p>	<p><b>【意見】</b> 将来的にはアフィリエイト広告とわかる統一マークを作り、広告に表示するようにしてください。</p> <p><b>【理由】</b> 一目でアフィリエイト広告とわかるようにすることで消費者の理解の助けになると考えます。</p>
<p>別添 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例</p> <p>8頁</p> <p>8(1)アフィリエイトプログラムを利用した広告を行う事業者の表示であることの明示の項</p>	<p><b>【意見】</b> 「広告」＋事業者の名称を明示すること表示位置の望ましい例が具体的に示されていますが、不当表示を行っている事業者、アフィリエイトにはそもそもルールを守ろうという認識が薄いと思われます。広告という表示がないことで、そちらの内容の方が、信憑性があるように受け取られる危険もあります。消費者への不当表示広告に関する啓発を事業者、ASP 業界団体と共に取り組んで欲しいです。</p> <p><b>【理由】</b> 真摯に取り組んでいる事業者が不利益を受けることは消費者にとっても不利益につながると考え、避けるべきです。</p>